

「京都市市民参加推進計画」の改訂について

1 市民参加推進計画とは

本市では、市民との信頼とパートナーシップを市政運営の基本に据え、京都市基本構想や基本計画の下、これまでから積極的な市民参加の取組を進めてきたが、更なる市民参加の取組を全庁的に進めるため、平成13年12月に「京都市市民参加推進計画」を策定した。

この度、同計画が策定から5年目の中間年を迎えることを受けて、従来の計画の取組状況や「市民参加推進フォーラム」からの提案等を踏まえた見直しを行い、平成18年12月に改訂を行った。

【参考】市民参加推進条例第6条第4項

市長は、市民参加の推進状況等を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、市民参加推進計画を見直さなければならない。

2 改訂までの経過

13年12月	市民参加推進計画策定
15年8月	市民参加推進条例施行
17年6月	市民参加推進フォーラムに、「市政参加・情報提供部会」、「市民活動部会」を設置し、計画の点検・研究に着手
17年8月	計画の点検に当たり、市民公募委員やまちづくり活動に従事する市民等から意見を聞く「市民参加円卓会議」を開催
18年3月	市民参加推進フォーラムからの提案書「市民参加こんなんえーやん宣言！」を受理
18年7月	市民参加推進会議幹事会において素案の確認
18年8月	政策推進調整会議において素案を付議・承認 素案に関するパブリック・コメントの実施（8/29～9/27）
18年12月	市民参加推進会議において改訂案を付議・承認

3 計画の特徴

「市民参加推進条例」の理念に則り、前計画に掲げている「市民参加推進の意義・必要性和基本的方向性」や基本的な構成を踏襲する。

「市民のち・か・ら」をキーワードに、以下の3点に留意し、取組を推進する。

- ・市政参加に関する制度の“ちやくじつ”（着実）な運用
 - ・市民活動への支援と協働による“かつりよく”（活力）ある取組を推進
 - ・庁内の推進体制の整備による“らしんばん”（羅針盤）としての情報提供の充実
- 前計画に位置付けていた55項目の具体的取組を、より体系的にわかりやすいものとするため、その趣旨・目的を引継ぎながら35施策、154事業に再編し、計画の充実を図る。

